

保険年金

国民健康保険税の納税通知書の送付について

平成24年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に世帯主あてに郵送します。

▽国保簡易申告をしていない場合

適正な賦課決定の観点から申告をしていたら必要がありません。

申告がない場合、所得が一定基準より少ない世帯であつても軽減措置が受けられません。

また、高額療養費の自己負担限度額も上位所得者とみなされます。必ず申告してください。

▽非自発的失業者などの軽減・減免についての相談

非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）などの国

民健康保険税負担の軽減や減免などについては、税務課までご相談ください。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割 (加入者1人につき)	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割 (1世帯につき)	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額 (1世帯当たり)	510,000円	140,000円	120,000円

☎ 区税務課 820・5603



後期高齢者医療保険料率が改定されました

平成24・25年度の保険料率が次のように改定されました。（後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されます）

	改正前	改正後
所得割率	7.53%	8.35%
均等割額	41,791円	43,735円
賦課限度額	50万円	55万円

1人当たりの医療費の増加などが主な要因の増額改定ですが、財源不足に備えて積み立てている基金などを活用して保険料の上昇が抑制されています。

今後とも、後期高齢者医療制度の財政運営に、ご理解とご協力をお願いします。なお、本年度の保険料決

定通知は、7月中旬に郵送でお届けします。

☎ 区住民課 820・5604

国民年金で免除された保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給に際しては、国民年金保険料の免除を受けた期間も保険料を全額納めた期間に含めて受給資格期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときの1に対して、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によつて全額免除・猶予された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されないカラ期間になつてしまいます。

そこで、これらの免除期間については、後でゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。なお、保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、広島南年金事務所にお問合せください。※平成21年3月以前に免除された期間は、全額免除で3分の1、4分の3免除で2分の1、半額免除で3分の2、4分の1免除で6分の5で計算されることとなります。



☎ 広島南年金事務所 253・7710、住民課 820・5604

8月1日から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が新しくなります

後期高齢者医療保険の被保険者に新しい保険証（水色）を交付します。8月1日（水）以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月23日（月）以降、広島県後期高齢者医療広域連合から郵送でお届けします。

8月になつても保険証がお手元に届かない場合は、住民課までご連絡ください。

☎ 区住民課 820・5604



国民健康保険 高齢受給者証の更新について

70歳になると、病院の窓口で支払う自己負担割合が「高齢受給者証」の提示により1割に変わります。（ただし、現役並み所得者は3割）

対象となる期間は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳になるまでです。

また、現在発行している「高齢受給者証」の有効期限は7月31日（火）です。

新しい受給者証は、平成23年中の収入などをもとに一部負担金の割合を再判定し、7月末までに郵送でお届けします。

8月になつても受給者証がお手元に届かない場合は、住民課までご連絡ください。

☎ 区住民課 820・5604

国民健康保険「限度額適用認定証」などの更新について

医療機関窓口（入院・外来）での支払いは、「限度額適用認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。

また、住民税非課税世帯については、「標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の食事代の減額を受けることができます。

現在発行している「限度額適用認定証」などの有効期限は7月31日（火）です。既に認定証をお持ちの人には7月中旬に申請書を郵送でお届けしますので、引き続き交付を希望される人は再度申請してください。また、新たに希望される人は、住民課で申請してください。

☎ 区住民課 820・5604

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
13日（金）	9:30	にこにこベビー（1歳～1歳5カ月）
17日（火）	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
20日（金）	9:30	とことこエンゼル（1歳6カ月～2歳5カ月）
8月1日（水）	10:30	子育てなるほど講座 テーマ「こども連れのお出かけ」
8月3日（金）	9:30	ふわふわベビー（11カ月までの乳児、妊婦）
8月10日（金）	9:30	にこにこベビー（1歳～1歳5カ月）

●バステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
19日（木）	9:30	中央ふれあい館

●おひさまルーム（上記以外の日程の9:30～11:30）

●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●ベビーマッサージ講座 後期受講者募集

日時：8月21日（火）、28日（火）13:30～14:30
会場：西部地域健康センター 2階会議室
申込：8月10日（金）までに電話でお申し込み下さい。（無料）2回出席が可能な方
対象：3～6カ月の乳児とその保護者
詳しいことは子育て支援センターにお問い合わせ下さい。

●水遊びをしよう!

日時：8/2（木）・6（月）・7（火）・8（水）・9（木）10:00～11:00（同日に室内では「おひさまルーム」も行っています）
持ち物：洗ってあるパンツ、または水着 タオル2枚（ハンドタオル1枚、バスタオル1枚）
※おむつのはずれてないお子様は、プールの周りでの水遊びのみとなります。
※雨天、曇りの場合は中止します。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉